



## 川勝知事と西松社長との会談について

17日、午前10時から約40分間、日本航空本社において、川勝知事が日本航空の西松社長と会談いたしました。

(要旨)

- 知事は、日本航空と交わした覚書に基づき利用促進策に努めている中で、富士山静岡空港発着路線を運休するとの日本航空の判断は、誠に遺憾であると伝えた。
- 西松社長は、会社の経営判断から運休するに至ったことについては申し訳ないと考えているが、FDAが航空ネットワークを充実できるように、これからも静岡空港に対する支援を続けていくと説明した。
- 知事は、札幌線、福岡線の両路線は有望な路線であり、今後も、利活用促進に努めていくことから、搭乗率保証については撤廃するよう申し入れたが、日本航空の理解は得られなかった。
- 従って、日本航空が一方的に運休を決定する中で運航支援金の支払いを求めることは、信義則違反であるとの考えのもと、知事から別紙の文書を西松社長にお渡しした。
- なお、知事は、報道とのぶら下がり会見の中で、今後も引き続き、日本航空と和解できるよう取り組んでいく旨、発言をした。



平成 21 年 12 月 17 日

株式会社 日本航空  
代表取締役社長 西松 遙様

静岡県知事川勝平太

## 富士山静岡空港発着路線について

拝復

早や師走も中旬になりましたが、去る 10 月 21 日、貴台と親しくお目にかかった後、「静岡＝福岡線、静岡＝札幌線両路線について 2010 年度以降運休せざるを得ない」という、二人でお話しした内容とは異なる趣旨の 10 月 29 日付けの貴信を拝受いたしました。お返事が遅れ、誠に失礼いたしました。

■さて、本県は、平成 19 年 10 月 31 日付け「富士山静岡空港の利活用推進に向けての覚書」及び平成 21 年 6 月 3 日付け「福岡線運航支援に係る覚書」に基づき、富士山静岡空港の発展のための取組みを行ってまいりました。「福岡線運航支援に係る覚書」のうち運航支援金制度については、異例の措置であるため、8 月 27 日及び 10 月 21 日に貴台とお会いし、協議してきたところですが、本県では、御承知のように、現在も利活用促進のための需要拡大について、最大限の努力を行っております。

■そもそも、「富士山静岡空港の利活用推進に向けての覚書」及び「福岡線運航支援に係る覚書」第 3 条の規定から峯明らかなように、両覚書は、本県と貴社が将来に向かって継続して富士山静岡空港の利活用促進に取り組む前提で締結したものであります。

本県が全庁をあげて利活用促進に取り組んでいるさなかに、貴社が一方向的な運休の通知を行いながら運航支援金の支払いを本県に求めることは、民法上の信義則違反に当たる行為であると考えます。

貴社は、全ての富士山静岡空港発着路線を来年度以降運休する旨の通知を一方向的に行うとともに、再三にわたってその旨を公にするなど、誠に遺憾の極みであります。

以上

このため、本県としては、かかる状況下においては、貴社から運航支援金の請求があっても、支払いには応じられません。御了承願います。

向寒の候、くれぐれも御自愛下さい。

敬具